

○飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱

平成 24 年 12 月 7 日

飯塚市告示第 441 号

改正 H27-137、H28-385、H29-373

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の老朽危険家屋の解体及び撤去を行う者に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりの推進を図るため、飯塚市補助金等交付規則(平成 18 年飯塚市規則第 54 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H27-137 一改)

(定義)

第 2 条 この告示において、老朽危険家屋とは、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 2 条第 4 項に規定する不良住宅で居住その他の使用をしていないことが常態であるものをいう。

(H27-137 全改、H28-385 一改)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(法人を除く。)とする。

- (1) 現存する老朽危険家屋の所有者等で市税の滞納がない者
- (2) 前号の所有者等から老朽危険家屋の解体又は撤去について、委任を受けた者

(H28-385、H29-373 一改)

(補助対象老朽危険家屋)

第 4 条 補助金の対象となる老朽危険家屋は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表における評点の合計点数が 100 点以上であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない建築物
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物
- (4) 公共事業等による移転、建て替え等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 老朽危険家屋で修繕、解体その他の措置を命ぜられていないものであること。
- (6) 住居部分の面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上であること。
- (7) 補助対象者が建て替えを目的としていないものであること。

(H27-137 追加、H28-385 一改・追加)

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、家屋の解体及び撤去を行う資格を有する業者による、老朽危険家屋の解体又は撤去に要した経費とする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、補助単価は、国土交通大臣が定める1平方メートル当たりの標準除却費を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(H28-385 一改)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険家屋の位置図
- (2) 老朽危険家屋の解体又は撤去経費の見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 第3条第2号に該当する者が申請する場合は、当該所有者等の委任状
- (5) 老朽危険家屋に係る登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (6) 所有者等の市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 老朽危険家屋の所有者等と老朽危険家屋の存する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び現地調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(H27-137 一改)

(完了報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、老朽危険家屋の解体又は撤去が完了したときは、完了報告書に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険家屋の解体又は撤去経費を証する請求書の写し
- (2) 老朽危険家屋の解体又は撤去後の写真

(3) 廃棄物処理に関する処分証明書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、完了報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第 12 条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 申請書その他の書類等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又は付した条件に違反したとき。

(5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 8 日 告示第 137 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 20 日 告示第 385 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日 告示第 373 号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般 の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10

		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20
屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10